

広島県教育委員会教育長告示第七号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定を解除した。

令和三年十月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 専門学校きくのファッションデザインカレッジ
- 2 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目一四番三号

二 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目
服飾手芸	服飾手芸